

問い合わせ先  
 土木部公共工事契約課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成22年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年11月1日(月) 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 川崎 祥記 川村 容子 久保 博子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成22年 4月 1日～平成22年 7月 31日	
抽出案件	9 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止(指名停止)措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明
一般競争入札	7 件	
指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく妥当と考える。        なお、随意契約の運用には適正化について一層配慮いただきたい。</p> <p>○談合情報については適切に対応されたと考える。</p> <p>○電子入札についてはその利便性等を勘案した上で、その拡大を図る必要があると考える。市町村に対しても普及拡大を指導することが望ましい。</p> <p>○最低制限価格に入札額が張り付きじ引きとなる案件が多く見受けられた。予定価格の公表方法や低入札価格調査制度、総合評価落札方式の拡大や評価方法等改善の余地があるため配慮願いたい。</p> <p>○最低制限価格に近い額の入札が一般化している現状を踏まえると、施工業者の質の確保が重要である。優良な建設業者の育成、不良不適格業者の排除、健全な競争環境整備の促進、施工した結果の高品質の確保を一層進めるよう制度の整備を図られたい。</p> <p>○建設工事の入札契約手続きについては、現在土木部がルールを定め他部局が可能な範囲で準じている部分もあると聞いているが、入札事務全般について将来的には各部局と協議の上、全庁的に一元的な基準で管理する方向で検討されればと考える。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(奈良県震度情報ネットワークシステム更新工事 第3号)</b>	
○入札参加者は技術評価点については、入札前に知っているのか。	●知らせていない。
○失格者の失格理由が低入札価格調査資料の提出が開札日の翌日である提出期限に間に合わなかったとのことであるが、低入札価格調査資料とは、どの程度の資料か。作成にはどの程度手間がかかるのか。翌日に提出できるのか。	●土木部の低入札価格調査マニュアルに準じ低入札価格調査を実施した。低入札価格調査資料の作成には手間はかかると考えられるが、低入札価格調査マニュアルは公表しており、また調査基準価格も事前公表しているため、入札者は調査基準価格を下回る入札をしていることは承知しているはずであり、事前に資料を準備し翌日提出は可能と考える。
○失格者は低入札価格調査資料の提出が期限に間に合わず入札参加停止措置を受けたということであるが、それは入札参加停止措置になるものなのか。失格者は入札参加停止になることを事前に承知していたのか。	●入札説明書にも記載しており、また、入札参加停止措置要領は公表しているため承知していたものと考ええる。
○失格者の入札価格は。	●1億7380万円である。
<b>案件2(社会福祉総合センター緊急環境整備工事)</b>	
○パッケージエアコンの更新工事ということであるが、エアコンのメーカーは決まっていたのか。	●既に更新工事を行っている他のエアコンとの関係からコントロールパネルが一つで制御できること等により、エアコンのメーカーは決まっていた。
○最低制限価格が他の工事に比べてかなり低いが、価格設定は通常算定式に当てはめるのではないのか。	●パッケージエアコンの更新ということで歩掛かりがなく、予定価格の積算をメーカーの見積もりを基に行ったため、当てはめることのできる算定式がなく、予定価格に対する最低限度の価格を設定した。
<b>案件3(国道308号 社会資本整備総合交付金事業(道路改良) 1-A33-1)</b>	
○入札参加者の間で技術評価点を見るとかなり差がある。入札参加者やその中でどこが有力かというようなことは事前に把握できないということが良いか。	●技術提案の評価は業者名を隠して行い、また業者に結果を知らせる扱いはしていない。
○地域要件、ランクを勘案すると入札参加可能業者は7JVよりは多いと見て良いか。	●入札参加要件は奈良県内に本店を有する舗装Aランク業者で構成される2者又は3者JVであり、業者数を勘案すると最大で40JV程度参加可能と見込まれた。
<b>案件4(大門ダム 大門ダム建設事業(取水放流設備工事) 6-2)</b>	
<b>案件5(一般国道168号 地域活力基盤創造交付金事業(道路情報提供装置) 2-143-5)</b>	
<b>案件6(一般国道168号 地域活力基盤創造交付金事業(道路情報提供装置) 2-143-6)</b>	
○案件5、6は入札参加者が同じ3者であった。工事の内容は同じようなものなのか。参加者が少ない理由は。	●工事内容は共に通行止や大雨などの気象情報等安全通行の情報を流すため電光表示の文字の内容を自由に変更することのできる道路標示板を設置するものである。工事場所が十津川村ということで大阪市内からでも車で3、4時間かかることから応札者が少なかったのではないかと考える。
○案件5、6を一括発注した場合の契約金額はどうか。また、ほぼ同じような内容、金額の発注がこれらの他にも複数あったが、全部一緒にしたら利益があるということにより多くの参加者は見込めないのか。どの程度の応札者を見込んでいたのか。	●予算の関係上年度末までに必ず終わらないといけない工事であり、発注金額が大きくなると工期が延びることから近い区域をまとめ分割して発注した。対象業者は近畿圏内に本店、支店又は営業所を有していることとしており正確には把握していないが相当数あったと考える。
○案件5、6は同じ業者が参加し別の者がくじで落札者に決定したということであるが、それは偶然であり、同じ業者がくじに当たることもあるのか。	●同じ業者がくじに当たることもあり得る。

<b>案件7(吉野川浄化センター OD(1系)更新(機械設備)工事 吉野浄化第71号)</b>	
○全国で10者程度参加できるということであったが、1者入札であった。これまでも参加可能業者は全国で10数者あるが1者入札であった件が多く見られたが、これは全国的にこのような状態であるのか。奈良県以外では複数業者が入札に参加しているのか。	●奈良県だけでなく、全国的に同様の状態であり、入札参加資格の緩和、技術者要件の緩和、公告後入札参加が見込まれる全社にFAXで連絡する等の対策をとられている発注者もあると聞いているが、その場合も入札参加者は少ないようである。
○この機械設備は平成2年に施工されているようであるが、今回落札した業者と同じ者が施工したのか。また、今回更新された設備に接続する他の設備の施工業者と同じ者か。	●今回落札した業者と同じ業者が施工した。また、今回更新した水処理設備に接続する他の設備として汚泥処理設備があるが、そちらは違う業者が施工している。
<b>案件8(大和郡山環状線 地域活力基盤創造交付金事業(道路改良) 1-A5-9)</b>	
<b>案件9(平城宮跡 平城宮跡周辺等魅力向上事業 201-1)</b>	
○今回の芝生の工事は本体工事に入っていなかったのか。どうして後で随意契約で発注したのか。	●今回の工事は当初昨年度末までに国土交通省が施工する予定であったが、県の本体工事の引渡しが遅れたことで予算の関係上国土交通省で施工ができず、協議の結果県で施工することとなった。記念式典の日程の関係で4月上旬には完成させる必要があり本体工事の業者に随意契約をした。
○本体工事の契約金額はどの程度か。一般競争入札で発注されたのか。落札率はどの程度か。	●最終契約金額は2億4千万円程度である。一般競争入札で発注し、落札率は85%程度であった。
○緊急の必要があったため同列に評価できないと思うが、落札率が本体工事と比較して10%以上高い。設計金額は庁内で算出されていると思うが、契約にあたり、その辺りを意識して契約金額を減額する必要はないのか。	●随意契約であり、この金額で契約することと業者に求めるものではないと認識。